

金ヶ崎周辺魅力づくり協議会規約（案）

（設置）

第1条 北陸新幹線敦賀開業に向け、金ヶ崎エリアにおいて、民間資本を活用した販
わい施設（飲食・物販・宿泊等）を整備するに当たり、福井県、敦賀市及び経済団
体（民間団体）が一体となって、金ヶ崎地区を中心に、氣比神宮等周辺エリアを含
むまちづくりの実行プランとなるデザイン計画を策定するため、金ヶ崎周辺魅力づ
くり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 金ヶ崎エリアの既存施設、金ヶ崎周辺施設整備基本計画等を踏まえ、来訪者
や市民の満足度、快適性、滞在時間等を向上させるデザイン計画（官民連携の
整備スキームの構築、役割分担の整理及び資金スキームの構築を含む。）に関す
ること。
- (2) その他、デザイン計画の策定に必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、敦賀商工会議所副会頭、敦賀商工会議所専務理事、福井県地域戦
略部新幹線・まちづくり対策監、福井県嶺南振興局長、敦賀市副市長及び敦賀市都
市整備部長をもって組織する。

- 2 構成員の任期は、当該協議会の目的が達成されたときまでとする。
- 3 協議会に座長を置く。
- 4 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 協議会の会議は、各機関の構成員の1名以上が出席しなければ会議を開くことが
できない。
- 3 協議会の会議の議長は、座長がこれにあたる。
- 4 座長は、必要に応じて構成員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴
くことができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、敦賀市都市整備部都市政策課において処理する。

（委任）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別
に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。